



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による県の意見の概要を、同条第6項の規定により次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供します。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田築地ファッションモール
上田市大字築地字堀ノ内150-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社まむら
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成16年8月9日
- 4 県の意見の概要
 - (1) 交通に係る事項
駐車場の自動車の出入口⑤⑥へ向かう来客の自動車は通学路及び周辺地域住民の生活道路として利用されている狭隘な道路を経路として利用することとなるため、出入口⑤⑥は閉鎖すること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
夜間の荷さばき作業に伴い発生する騒音（荷さばきアイドリング、荷さばき後進ブザー、大型車両走行音及び荷さばき荷下ろし音）が、予測地点において騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する夜間の規制基準値を大幅に超過することから、周辺の生活環境が損なわれるおそれがある。このため、荷さばき時間帯の変更を含め、当該規制基準値を超えないよう必要な対策を講じること。
- 6 意見書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年3月24日から平成17年4月25日まで

産業振興課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合	佐久市大字跡部17-1	内共第1号

- 2 変更の内容

- (1) かじかの遊漁期間を5月16日から12月31日までに改める。
- (2) 周年投網漁をしてはならない区域のうち内山川におけるも

のを初谷橋から上流に改めるとともに、千曲川における周年投網漁をしてはならない区域として野沢橋上流堰堤から下流佐久大橋までを追加する。

- 3 変更後の遊漁規則の施行日

平成17年3月24日

園芸特産課

公告

次のとおり、都市公園の供用を開始します。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 名称
長野県烏川溪谷緑地（第2次整備区域）
- 2 位置
南安曇郡穂高町及び堀金村
- 3 区域
別紙図面のとおりに
（別紙図面は、長野県土木部都市計画課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。）
- 4 供用開始の期日
平成17年4月1日

都市計画課

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、長野市東後町・権堂町A地区市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 氏名 清水 治 男
- 2 住所 (変更前) 長野市大字長野東後町20
(変更後) 長野市大字鶴賀権堂町2395
グランドハイツ表参道東館302

建築管理課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県教育委員会から平成16年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨次のとおり通知がありました。

平成17年3月24日

長野県監査委員 丸山 勝 司
同 樽川 通 子
同 東方 久 男
同 木下 茂 人

16教振第232号

平成17年(2005年) 3月1日

長野県監査委員 様

長野県教育委員会

監査の結果に関する報告に基づく措置について(通知)

平成17年2月15日付で長野県監査委員から提出のあった監査に関する報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
飯山南高等学校	授業料の減免承認手続きにおいて、減免申請についての決裁処理及び申請者に対する減免承認(不承認)通知書の作成・交付が行われていなかった。 また、前年度に引き続き減免を受けようとする者について、何らの審査手続きをしないまま減免が行われていた。	授業料の減免承認手続きについて、あらかじめ審査を行ったところ、減免に誤りのないことを確認した。 平成16年度からは、条例や規則等に従い、適切な事務処理をするよう改善した。
	扶養手当の認定手続きにおいて、全職員についての現況確認に係る決裁処理が行われていなかった。 また、一部の職員について、現況届に基づく扶養手当認定に必要な所得証明書の徴取が行われていなかった。	扶養手当の認定手続きについて、あらかじめ審査を行ったところ、認定に誤りのないことを確認した。 平成16年度からは、条例や規則等に従い、適切な事務処理をするよう改善した。
茅野高等学校	予定価格が160万円を超える物品の購入において、特段の理由もなく、随意契約の方法により行われていた。 また、購入に係る契約書が作成されていなかった。	物品の購入にあたっては、法律や規則等に従い、適切な事務処理をするよう改善した。
飯田教育事務所	住居手当の支給に誤りのあるものがあった。(過支給額216,000円)	過支給額のうち、過年度支給分については平成16年8月2日に、現年度支給分については平成16年7月分給与の支給時に返納させた。

監査委員事務局

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成14年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事及び長野県議会議長から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成17年3月24日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子

同 東方久男

同 木下茂人

16企総第208号

平成17年(2005年) 2月18日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成14年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成15年3月17日付けで包括外部監査人柳澤孝男氏から提出のあった、平成14年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
企業局の経営する事業の管理について
- 2 措置の内容

事項	監査結果(要旨)	措置の内容
(1) 退職金及び特別昇給	① 退職勧奨扱いの割増支給に関する書類整備 勸奨の事実を明確にする書類の保存が望まれる。	平成16年度に早期希望退職制度を整備し、勸奨の記録を書類整備することとしました。
	② 定年退職者の特別昇給 ほとんどの定年退職者に対し、規則第27条による特別昇給、規則第28条による特別昇給(退職時)が実施されている。運用の基準を明確にする必要がある。	退職金制度の見直しにより、退職時の規則第27条に基づく特別昇給は平成16年度に廃止し、規則第28条に基づく特別昇給は平成17年度に廃止する予定です。

監査委員事務局

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事及び長野県議会議長から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成17年3月24日

長野県監査委員 丸山勝司

同 樽川通子

同 東方久男

同 木下茂人

16林政第310号

平成17年(2005年) 2月10日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じ

た措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

人件費及び関係諸費の事務

2 措置の内容

(1) 監査結果(主に是正改善に係る事項)

事項	監査結果(要旨)	措置の内容
ア 農林業改良普及手当について検討すべきこと(2-4)	<p>a 農林業普及手当支給の妥当性(2-4-4)</p> <p>農林業の改良普及事業に係る職務の特殊性(科学的な技術、知識、教育的な指導能力を必要とし、巡回指導など不規則かつ強度の勤務)という手当支給の根拠に立ち返り、特殊勤務手当と比較した場合、農林業改良普及手当は、かなり高額である。農林業を取り巻く環境や担い手のあり方が大きく変化するなかで、改良普及事業創設時と同じ仕組みにより支給が継続されていることについては、再検証を要する状態といえる。作業の困難性を明らかにし、特殊勤務手当との均衡を図ったうえで、手当の支給の妥当性について根本から検討すべきである。</p>	<p>手当の必要性、支給額については、平成15年度包括外部監査報告以降人事活性化チームと検討を重ねてきたところであるが、18年4月の組織再編に向けて、更に人事活性化チームと検討を継続していくこととしている。</p>

16教振第215号

平成17年(2005年)2月10日

長野県監査委員 様

長野県教育委員会

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

人件費及び関係諸費の事務

2 措置の内容

(1) 監査結果(主に是正改善に係る事項)

事項	監査結果(要旨)	措置の内容
ア 教員の勤務時間の管理について検討すべきこと(2-5)	<p>長野県立学校職員服務規程によれば、教員の勤務時</p>	<p>長野県立学校職員服務規程の一部を改正し、学校職</p>

時間は、一般職の職員のように具体的な勤務時間に関する規定がなく、勤務時間の割り振りについては、学校長が定めている。また、出勤簿もない現在の出勤管理では、出勤、退勤の時間について対外的に説明できず、勤務記録の管理上極めて脆弱な管理体制であるといえる。職場の規律やモラルの低下を未然に防ぎ、県民への説明責任を果たすために、教員の勤務時間を定める規定の整備を含め、勤務時間について点検・検証が可能な、内部牽制機能が働く管理体制の構築を検討すべきものとする。

員の勤務時間(午前8時30分から午後5時15分)を明記し、平成16年4月1日付け(平成16年3月31日教育委員会訓令第4号)施行した。教員の勤務時間管理については、引き続き適正に行われるよう指導監督に努めている。

イ 教員の職務専念義務免除研修(主に、いわゆる「自宅研修」)について検討すべきこと(2-6)

教員の「自宅研修」における報告文の記載が簡略化されるなど、研修内容が第三者からは不明確なものが散見された。「自宅研修」が保護者や県民に誤解や疑念を抱かせ、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、「自宅研修の必要性」や報告書が十分に審査されなければならない。自宅研修の成果向上のため、研修事後報告書を一定の範囲内で公表することも検討されるべきである。

職務専念義務免除研修については、長野県立学校職員服務規程において、研修承認を事前により研修承認手続の透明性を確保するとともに、別途の通知等により事前の研修計画や研修後の報告書の提出を義務付けている。当該研修を、特に自宅で行う場合においては、これらの方法により研修内容の把握・確認を十分に行うことで、自宅研修をすることの必要性等について校長が適正な判断をくだせるよう取扱いの徹底を図っている。

ウ 学校で実施されているいわゆる「業者テスト」に係る金銭の授受について検討すべきこと(2-7)

a 公金の収支として検討すべきこと(2-7-4)

業者テストは、生徒や保護者の希望に基づき、教員の指導のもとに実施されており、進路指導の一環として、もはやその実態は、学校の事業の一部を構成していると認められる。しかし、業者テストの実施は学校の事業と位置付けられていないため、形式と実態が乖離し、実施事業の

業者テストは実質的に進路指導の一環となっていないが、文部科学省の見解では「実施に当たっては、授業時間中及び教職員の勤務時間中に実施してはならない。」とされている。従って、制度的には業者テストを教育活動としての「進路指導の一環」又は「県立学校の

		主体が業者なのか学校なのか、その位置付けが不明確な状態が長年にわたって継続している。これらを解決するために、県が進学模擬試験を県立学校の事務として位置付け、業者へ委託することにより実施する方法を検討する必要がある。	事務」と位置付けることは困難である。 以上の理由から、業者テストの実施については、週休日等に第三者機関(同窓会・PTA等)が主催するといった新たな方法に移行していくものとする。			実習に係る指導教員の負担についても県が予算の措置をするよう検討すべきである。			
	b 私費会計について(2-7-5)	業者テスト(国は「校外模試」の位置付けをしている。)は教員の勤務時間中に実施することはできないものの、正式な学校の事業とし、教員の勤務として試験監督の業務に当らせることにより、一切の金銭を公金として取り扱うことができるか検討すべきである。また、今回の業者テスト以外の学校徴収金の監査は実施することができなかったが、会計事故を未然に防止し、保護者に対する説明責任を果たすため、他に公金として取り扱うべき収支がないか検討すべきである。	前述のとおり第三者機関(同窓会・PTA等)の実施に係る業者テストについては、受験料徴収等の金銭取扱に、仮に学校職員が関与することとなれば、「県立高等学校における団体等財務事務処理基準」に従い適正に会計処理されることになる。 その他の学校徴収金についても、「県立高等学校における団体等財務事務処理基準」及び「盲・ろう・養護学校における私費会計事務処理に係る留意事項について」により適正な会計処理が図られるよう徹底を図っている。	オ 県立高等学校授業料の徴収について検討すべきこと(2-9)	a 授業料の立替と滞納状況を明らかにすべきこと(2-9-4)	平成14年度末の県の授業料滞納額は、決算上「0(ゼロ)」になっており、監査の過程で「疑問がある」との声を聞いた。県教育委員会は「授業料立替」の実態について早急に調査するとともに、これが事実であるならば立替を禁止し、県の財務規則に従った事務手続を行い、授業料の滞納状況を明らかにすべきである。	当該年度に徴収すべき授業料が出納閉鎖期日までに収入とならなかった場合には、財務規則(昭和42年1月30日長野県規則第2号)の規定に基づく事務処理を行うとともに、その状況を明らかにしている。		
					b 授業料の未納について組織的に対応すべきこと(2-9-4)	授業料の未納について、校長以下事務職員、担任教諭等が協力し、学校全体の課題として取り組み、組織的に対応を行うべきものと考ええる。	平成16年度に設置した「授業料徴収事務のあり方研究会」などの検討結果を踏まえ、徴収マニュアルを作成し組織的に取組む体制を整えることとする。		
					c 授業料の納入義務、授業料の減免について周知徹底、処分規定について具体的な方策を検討すべきこと(2-9-4)	保護者の授業料納付に係る責任の明確化を図り、あわせて授業料の減免規定があること、正当な事由なく納入しない場合は出席停止などの処分規定があることなどを、さらに周知徹底させ、悪質な未納が発生した場合には、生徒の学習権や教育上の影響を考慮のうえ、その運用について慎重かつ具体的な方策を検討すべきものと考ええる。	各学校において、学校説明会や入学時オリエンテーションなどさまざまな機会をとらえて、保護者に対し授業料納付義務の啓発を行うとともに、減免制度の活用についても周知徹底を図っている。 滞納者に対する処分などの具体的な方策については慎重に検討している。		
エ 学校で受け入れられている教育実習に係る謝金(5百万円)について検討すべきこと(2-8)	a 教育実習生の受け入れ態勢について検討すべきこと(2-8-3)	教育実習制度は、実習生が経験豊かな指導教員のもとで、生徒の直接的な指導を通して教職的な体験を積み、教員となるための基礎的な能力と態度を養うことを目的としており、教育実習生の指導業務を教員の本務にすることができないか、検討すべきである。	教育実習は、単に教育免許取得の要件であるにとどまらず、将来長野県の教員になろうとしている後進育成の指導であり、勤務時間中に行われていることから広い意味において教員の職務の一部であると考えられる。						
	b 大学からの謝金等の収支について検討すべきこと(2-8-3)	大学からの謝金等の管理は、学校によってその形態が異なり、一部では、事後の検証が不可能で不明瞭な状態となっている。教育実習の指導業務が軽微なものではないことから、正当な対価として教員に報いるためにも公金として県が一括収入し、教育	教育実習生の受け入れに係る謝金について、平成16年4月19日付け高校教育課長通知及び平成16年5月27日付け自律教育課長通知により、公金とするよう取扱うこととした。						
(2) 監査意見(組織及び運営の合理化のための提言)									
				事 項		監査結果(要旨)		措置の内容	
ア 教員を指導する指導主事について検討すべきこと(3-3)	a 指導内容アンケートの実施(3-3-4)	指導の量、質を検証するため、指導を受けた教職員から指導に係るアンケートによる評価を全教育事務所へ実施し、その結果を指導主事へフィードバックすることにより、教育現場のニーズを吸収する仕組みを設け、指導を受けた教員		指導の実施後は各学校職員へのアンケートを実施し、その内容を参考として指導力の向上を図っている。					

が自由に意見を述べられる環境を整えることが重要である。

b 現場教員以外の配置(3-3-4)

教員以外の者を指導主事として配置することの検討をするとともに、現職時代に特別に評価の高かった退職した教員を指導主事として再任用するなど、指導主事制度の運用方法の観点から、成果が検証しうる仕組みの創設と継続的な改善と見直し作業を行うことを期待する。

指導主事は「教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験があるもの」とされており、通常の選考方法では人材の確保は極めて困難である。

退職した教員の活用については、行政嘱託職員(特別職の非常勤)として、指導主事業務の補助や学校現場への指導・助言等を行っている。

制度の継続的な改善と見直しについては、15年度に指導主事の配置見直し、業務の洗い出しを行い、16年度の組織編成を行ったところ。

今後は市町村合併の進捗を踏まえた市町村教育委員会との関わり等も踏まえ、業務の改善や配置の見直し等を行っていく。

イ 教員・校長による指導要録の作成管理について(3-4)

指導要録の重要性に鑑み、適時適正の作成を確実にするため、各年度及び事後においてその提出日を確認できる指導要録管理簿を備えるなどの管理を行うなど、指導要録の完全な作成・保存を確保するための県教育委員会内部及び各校内部での牽制作用を設ける必要がある。

各校に、適時適正な作成を指導しているが、平成16年度末までに、各学校への通知、校長会・教頭会等を通じて、管理簿の整備や適切なチェック体制の確立等による生徒指導要録の適時適正な作成・管理について、更に徹底を図る。

また、県教育委員会において、実施状況の調査を行うこととする。

16国際第322号

平成17年(2005年)2月14日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知

します。

記

1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

2 措置の内容

(1) 財団法人長野県国際交流推進協会(総務部)

事項	監査結果(要旨)	措置の内容	
(1) 中小事業者に対する特例の改正に関しての検討(3-2)	ア 平成16年度課税期間において課税事業者となる事業者(3-2-1-2)	平成16年度の事業計画(収益構造)を考慮した上で、本則課税又は簡易課税の選択を検討すべきである。	平成16年度より、簡易課税を選択した。

16農技第736号

平成17年(2005年)2月15日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知

記

1 監査の対象となった事件名

人件費及び関係諸費の事務

2 措置の内容

(1) 監査結果(主に是正改善に係る事項)

事項	監査結果(要旨)	措置の内容	
ア 農林業改良普及手当について検討すべきこと(2-4)	a 農林業改良普及手当支給の妥当性(2-4-4)	農林業の改良普及事業に係る職務の特殊性(科学的な技術、知識、教育的な指導能力を必要とし、巡回指導など不規則かつ強度の勤務)という手当支給の根拠に立ち返り、特殊勤務手当と比較した場合、農林業改良普及手当は、かなり高額である。農林業を取り巻く環境や担い手のあり方が大きく変化するなかで、改良普及事業創設時と同じ仕組みにより支給が継続されていることについては、再検証を要する状態といえる。作業の困難性を明らかにし、特殊勤務手当との均衡を図ったうえで、手当の支給の妥当性	手当の必要性、支給額については、平成15年度包括外部監査報告以降人事活性化チームと検討を重ねてきたところであるが、18年4月の組織再編に向けて、更に人事活性化チームと検討を継続していくこととしている。

		について根本から検討すべきである。	
b 普及員等の配置数の妥当性(2-4-5)	農業を取り巻く環境が激変し、食料自給率の低下、農家の高齢化や農業の担い手の減少等取り組むべき課題は多様化しているが、現在の職員配置数が妥当かどうかを検証する必要がある。その際には、農業改良普及行政をめぐる環境変化を踏まえたうえで、農業協同組合の指導員などの配置といった民間の活用等も視野に入れ、適正な人員数の配置について検討すべきである。	平成16年度に18名の人員削減を行った。平成17年度にも3名以上の削減を予定している。今後も18年4月の組織再編に併せて人員の適正配置に努めていくこととしている。	

16水生第82号

平成17年(2005年)2月16日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

2 措置の内容

(1) 長野県流域下水道事業費特別会計

事 項	監査結果(要旨)	措置の内容
(1) 長野県流域下水道事業費特別会計(2-2-2)	平成14年度の流域下水道事業費特別会計において、企業債の償還費のために使用される繰入金等の用途の特定を行うことにより生じる消費税納付の減少可能額6,028,833円について、更正請求を行うべきである。	平成16年8月2日付で、長野県税務署あてに長野県流域下水道事業費特別会計の平成14年度課税期間の消費税及び地方消費税の更正請求書を提出しました。 その結果、平成16年9月28日付長野法1審第579号「消費税及び地方消費税の更正通知書」により、更正により減少する額として6,028,835円が決定されました。 平成16年10月27日付で国税還付金とし6,294,535円(うち還付加算金

			265,700円)が長野県に還付されました。
--	--	--	------------------------

16企総第209号

平成17年(2005年)2月18日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

人件費及び関係諸費の事務

2 措置の内容

(1) 監査結果(主に是正改善に係る事項)

事 項	監査結果(要旨)	措置の内容
ア 退職給与引当金の計上を適正にすべきもの(2-1)	各地方公営企業会計の貸借対照表の退職給与引当金の計上額は、観光施設会計を除き、各会計とも多額の引当計上不足となっている。当該引当金の計上基準は、前事業年度末日に在職していた全職員がその日に退職したと仮定した際に支払われるべき退職給与金の額を、当該事業年度末日に在職している職員がその日に全員退職したと仮定した際に支払われるべき退職給与金の額から差し引いた額を基準額とすべきである。過去の引当不足額については、激変緩和措置を講じ、今後10年間に解消するよう追加計上するなど、計画的な措置も許容される。	ガス事業については、平成15年度決算において引当不足額の追加計上を行ないました。また、電気、水道事業については、平成16年度において引当不足額を追加計上するため、2月議会定例会に補正予算案を提案しました。

16企総第209号

平成17年(2005年)2月18日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。